

特記仕様書

(仕様書の添付省略)

第1条 安城市工事請負契約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県建設部発行土木工事

標準仕様書を準用し添付を省略する。

なお、工事関係提出書類の簡素化が適用される範囲においては、前述の標準仕様書を準用しないものとする。

(施工条件の明示)

第2条 下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明示項目		明示事項	制約条件等				
I	工法関係	<input type="checkbox"/> 工法指定	工法				
			指定理由				
II	工程関係	■ 関連工事	工事内容	排水路築造工事、道路改良工事			
			発注機関	安城市産業振興部商工課、安城市建設部土木課			
		□ 施工の制限	受注者	排水路築造工事 株式会社クオレ			
			施工予定期間	排水路築造工事 平成30年1月26日まで			
III	用地関係	□ 補償物件撤去まで着工制限	施工内容				
			時期・時間				
		□ 借地	施工方法				
			工事の抑制期間				
IV	公害関係 環境対策関係	■ 公害防止のための指定	区間				
			着工予定期間				
			場所				
		□ 水替・流入防止施設 濁水・湧水処理対策	時期・時間				
			使用条件				
			復旧方法				
		□ 事業損失防止調査	借地料				
			施工方法				
			建設機械・設備	低騒音・低振動型建設機械の使用			
			作業時間等				
V	安全対策関係	□ 鉄道等の近接作業制限	施設の内容				
			設置期間・処理条件				
			事前・事後調査の区分				
		□ 交通誘導員等の配置	調査時期・方法				
			調査範囲				
VI	工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限	調査項目				
			試験				
		□ 一般道路の占用	対象工種・工法				
			試験実施段階・検体数				
VII	工事用道路関係	□ 仮道路の設置	近接する施設				
			施工方法				
			作業時間制限				
		□ 仮道路の設置	配置人員	B 1人	作業時間帯	昼間	
			交替要員	無し	期間	1日間	
VIII	仮設備関係	□ 仮設物の指定又は一部指定	その他	調整樹施工時の資材搬入車両及び重機の誘導			
			搬入経路指定	資材の搬入搬出は、原則仮設道路を通行すること。			
			時間帯制限				
			片側・全面・時間制限				
IX	建設副産物関係	□ 建設発生土の利用	安全施設等の設置内容		安全施設等の期間		
			工事終了後の処置			維持補修の内容	
		■ 建設廃棄物の処理	工種				
			搬入元	現場内利用	数量	16.1 m3	
X	工事支障物等	□ 占用支障物件	土質区分		運搬距離		
			土質改良			仮置	
			廃棄物の種類	アスファルト殻	数量	0.2 m3	
			処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L=17.0 km以内	
			その他				
		□ 占用支障物件	廃棄物の種類	濁水処理	数量	0.01 m3	
			処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L=60.0 km以内	
			その他				
			廃棄物の種類		数量		
			処理施設の名称			運搬距離	
		□ 新設占用物件と重複工事	その他				
			物件名				
			管理者(所有者)				

X I	薬液注入 関係	<input type="checkbox"/>	施工、管理方法	工法区分 注入量 その他		注入材料 施工範囲	
X II	その他	<input type="checkbox"/>	現場発生品	品名・規格等		数量	
				納入場所		運搬距離	
				再使用の有無			
		<input checked="" type="checkbox"/>	支給品及び貸与品	品名・規格等	給水栓	数量	別紙のとおり
				引渡場所	現地		
		<input type="checkbox"/>	部分使用	使用箇所		使用時期	
				使用目的			

(予定週工程表の提出)

第3条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出するものとする。

(使用機械の選定)

第4条 設計書に明示された機種及び規格(指定機械は除く)は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。

2 使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表ー1の認定を受けた機械を使用すること。

(環境保全の配慮)

第5条 低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。

(建設リサイクル法)

第6条 請負契約金額500万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104条)に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。

(建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進)

第7条 建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に遵守し、適正に手続きを行うこと。また、請負契約金額100万円以上の場合は、「建設リサイクルデータ統合システム(CRE DAS)」により再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を作成すること。なお、計画書は施工計画書に添付し、実施書は完成図書に添付するとともに電子データを提出すること。

(コリンズの登録)

第8条 請負契約金額500万円以上の場合はコリンズ(CORINS)に適正に登録すること。

(リサイクル資材の活用)

第9条 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいぐる材率先利用方針」を遵守し、あいぐる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。

(施工計画書)

第10条 受注者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第12条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(県産品の優先使用)

第13条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

(現場精査)

第14条 現地踏査、測量等により設計図書との精査を行い、その結果を監督員と協議したうえで工事に着手すること。

(工事)

第15条 関連工事と工程調整を十分に行うこと。

第16条 耕作土の搬出時期、受取時期等は監督員から後日指示するものとする。